

## 登別市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、国の地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「国要綱」という。）に基づき、地域資源を活用した先進的かつ持続可能な事業化の取組を促進し、地域における経済循環に寄与する取組を実施しようとする民間事業者に対し、予算の範囲内において、登別市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、国要綱及び登別市補助金等の事務取扱に関する規則（昭和54年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者で、国要綱第10条第1項の規定により市長が交付決定を受けた事業を実施する民間事業者とする。

- (1) 法人格を有し、市内に店舗、工場、事業所、事務所等を有し、又は設けようとしていること。
- (2) 納税義務がある都道府県及び市区町村において、滞納していないこと。
- (3) 登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者でないこと。
- (5) 前各号に掲げる者のほか、補助金を交付することが不相当と市長が認める者でないこと。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国要綱第10条第1項の規定により市長が交付決定を受けた事業であって、国要綱に定める地域経済循環創造事業実施計画書（国要綱第13条の規定による変更の承認を受けたときは、その変更後のもの。）に基づき実施される事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国要綱第5条第1項に規定する交付対象経費とする。

### (交付期間)

第5条 この補助金を交付する期間は、交付決定を受けようとする年度を含めて最大2年とする。

### (補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費から国要綱第4条第1項第4号に規定する融資額等（以下「融資額等」という。）及び補助対象事業を行う事業者の自己資金等の合計額を差し引いた額を限度とし、かつ、1事業当たり次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えないものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 融資額等が補助金の交付額と同額以上2倍未満の額の場合 3,000万円
- (2) 融資額等が補助金の交付額の2倍以上3倍未満の額の場合 4,000万円
- (3) 融資額等が補助金の交付額の3倍以上4倍未満の額の場合 5,000万円

(4) 融資額等が補助金の交付額の4倍以上の額の場合 5,500万円

(補助金の単年度交付額)

第7条 補助金の単年度ごとの交付額(以下「単年度交付額」という。)は、次に掲げる式により算出された額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。)を超えない範囲で、交付年度の予算の範囲内において定めるものとする。

単年度交付額 = (前条に規定する補助金の交付額 × A) - B

A : 補助金が交付される年度の年度末における補助対象事業の進捗率

B : 前年度末までに交付された補助金の総額

進捗率 : 補助対象事業の総事業費に対する執行业務費の割合

(事業選定申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「事業選定申請者」という。)は、あらかじめ登別市地域経済循環創造事業選定申請書(別記様式第1号。以下「事業選定申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 登別市地域経済循環創造事業実施計画書(別記様式第2号)

(2) 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料

(3) 工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料

(4) 法人の定款及び登記事項証明書(申請の日の属する会計年度中に発行された履歴事項全部証明書)

(5) 市税等の滞納がないことを証する書類

(6) 登別市地域経済循環創造事業補助金申請調書(別記様式第3号)(補助対象事業の事業期間が2年の場合に限る。)

(7) その他市長が必要と認める書類

(事業選定の審査)

第9条 市長は、事業選定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、登別市地域経済循環創造事業選定結果通知書(別記様式第4号)により事業選定申請者に通知するものとする。

(審査体制及び審査基準)

第10条 前条に規定する事業選定の審査をするため、登別市地域経済循環創造事業審査委員会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会に関し必要な事項及び事業選定に係る審査基準は、市長が別に定める。

3 審査会の庶務は、観光経済部商工労政グループにおいて処理する。

(補助金の交付申請)

第11条 第9条の規定により市が国へ申請する補助対象事業に選定された事業選定申請者(以下「申請者」という。)は、登別市地域経済循環創造事業補助金交付申請書(別記様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 登別市地域経済循環創造事業実施計画書

(2) 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料

(3) 工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料

(4) 法人の定款及び登記事項証明書(申請の日の属する会計年度中に発行された履歴事項全部証明書)

(5) 市税等の滞納がないことを証する書類

(6) 登別市地域経済循環創造事業補助金申請調書（補助対象事業の事業期間が2年の場合に限る。）

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち、第8条の規定により提出した書類の内容と変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

3 申請者は、第1項の規定による申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）をいう。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 補助対象事業の着手（工事等の発注を含む。）は、原則として、次条第1項の規定により市長から補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手する必要がある場合には、交付決定前着手届（別記様式第6号）を市長に提出するものとする。

（補助金交付の決定）

第12条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、登別市地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書（別記様式第7号）により、不相当と認めるときは、登別市地域経済循環創造事業補助金不交付決定通知書（別記様式第8号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、必要な条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の規定により不交付の決定を行う場合は、その理由を付して通知するものとする。

（申請の取下げ）

第13条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、同条の交付決定の内容に不服があるときには、交付の決定の日（以下「交付決定の日」という。）から起算して20日を経過する日までに登別市地域経済循環創造事業補助金交付申請取下書（別記様式第9号）を市長に提出するものとする。

（状況報告）

第14条 補助事業者は、市長から要求があった場合は、補助対象事業の遂行状況について登別市地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書（別記様式第10号）により報告をするものとする。

2 補助事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存し、市長から求めがあった時は速やかに提出しなければならない。

（事業の変更及び承認）

第15条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登別市地域経済循環創造事業補助金変更承認申請書（別記様式第11号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の

10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 資金区分のうち、融資額等を減額しようとするとき。

(3) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助金の交付の目的に変更が生じるものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助金の交付の目的達成に資すると認められる場合

イ 補助金の交付の目的及び能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更である場合

(4) 補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(5) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(6) 補助対象事業の事業期間が2年の場合で、単年度交付額を減額するとき。

2 市長は、変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、登別市地域経済循環創造事業変更承認（不承認）兼変更交付決定通知書（別記様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第16条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して15日以内又は交付決定日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、登別市地域経済循環創造事業実績報告書（別記様式第13号。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 国要綱第14条第1項に定める地域経済循環創造事業交付金実績報告書

(2) 対象経費整理表

(3) 契約書、請求書、領収書及び納品書等の写し

(4) 金融機関からの融資を証明する書類（融資契約書等）の写し

(5) 補助対象事業の成果がわかるもの（写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等）

(6) 登別市地域経済循環創造事業補助金実績調書（別記様式第14号）（補助対象事業の事業期間が2年の場合に限る。）

(7) その他市長が必要があると認めるもの

2 補助事業者は、補助対象事業の実施期間内において、市の会計年度が終了したときは、交付決定に係る会計年度の翌年度の4月15日までに年度終了の実績報告として実績報告書を市長に提出しなければならない。

3 第11条第3項ただし書により補助金の交付申請をした補助事業者は、第1項の規定による実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助対象事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。

4 第11条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助対象事業に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を登別市地域経済循環創造事業補助金消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第15号）により速やかに市長に報告しなければならない。

5 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の額の確定）

第17条 市長は、前条第1項の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、登別市地域経済循環創造事業補助金確定通知書（別記様式第16号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときには、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、登別市地域経済循環創造事業補助金精算払（概算払）請求書（別記様式第17号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項ただし書による概算払を行った場合において、当該概算払額が前条の規定により確定した補助金の額を超えるときには、当該補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、補助事業者は、その期限の翌日から納付日までの日数に応じ、交付決定の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合で計算した額の延滞金を市に納付しなければならない。

（交付決定の取消し）

第19条 市長は、補助事業者より補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）補助事業者が、法令、国要綱又はこの要綱に違反したと認められるとき。

（2）補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の事業に使用したとき。

（3）補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。

（4）交付決定後に生じた事業の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 前項の規定により交付の決定の取消しを行ったときは、登別市地域経済循環創造事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第18号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第20条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する補助金を既に交付しているときは、補助事業者に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項における納付の期限及び延滞金については、第18条第4項の規定を準用する。

3 市長は、前2項において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

4 この条の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（財産の管理）

第21条 補助事業者は、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、登別市地域経済循環創造事業補助金取得財産等管理台帳（別記様式第19号）を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、実績報告書に登別市地域経済循環創造事業補助金取得財産等管理明細表（別記様式第20号）を添付しなければならない。
- 4 市長は、補助事業者を取得財産等を処分することによる収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を市に納付させることができる。

（財産処分の制限）

第22条 補助事業者は、取得財産等について、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）第8条に定める期間を経過するまでの間は、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

- 2 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第13条第4号及び第5号に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとし、同令第14条第1項第2号の規定に基づく財産の処分を制限する期間は、交付規則第8条の規定によるものとする。
- 3 補助事業者が、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ登別市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書（別記様式第21号。以下「財産処分承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 市長は財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、登別市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認（不承認）通知書（別記様式第22号）により補助事業者に通知するものとする。
- 5 第3項の承認をする場合において、担保に供する処分の承認に当たっては、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日付け総官会第790号）の適用については、「抵当権」とあるのは「抵当権その他の担保権」と読み替えるものとする。
- 6 前条第4項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。

（収益納付等）

第23条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後の15日以内に、登別市地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書（別記様式第23号）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、事業化に係る会計経理を明らかにし、当該会計経理に係る帳簿及び伝票類を、当該報告に係る会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 3 市長は、第1項の報告により、補助事業者が事業化により相当の収益が生じたと認められるときは、補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。ただし、補助事業者の直近3年間の決算のうちいずれかが赤字であった場合又はこの補助金の交付の目的に資する事業への再投資（第4条に掲げる内容の経費であって、事業を効果的に実施するために直接必要な経費に限る。）によって公益への貢献が認められると市長が特に認めた場合はこの限りでない。
- 4 前項の規定により、納付を命ずることができる額は、交付額を上限とする。
- 5 第3項の規定により、納付を命ずることができる額の納付期限は、当該命令の通知の日から起算して20日以内とする。

6 収益納付すべき期間は補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内とする。

7 補助事業者は、交付決定の日の属する会計年度の翌年度以降、事業効果を検証することを目的として行われる調査に地域金融機関等の協力のもと、回答しなければならない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第8条関係）

登別市地域経済循環創造事業選定申請書

年 月 日

登別市長 様

登別市地域経済循環創造事業の選定を受けたいので、登別市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、同要綱第2条各号に掲げる要件をすべて満たしていること及びこの申請書（添付書類を含む。）の記載内容は事実と相違ないことを誓約します。

1 申請者情報

所在地	(〒 - )			
法人名				
代表者役職・氏名	役職		氏名	
担当部署・担当者氏名	部署		氏名	
電話番号		E-mail		

2 申請内容

事業の名称				
事業の目的				
事業実施期間	開始（予定）日：	年	月	日
	完了予定日：	年	月	日
総事業費				円
補助金交付申請予定額				円

3 事業経費総括表

交付対象経費区分（円）					備考
施設整備費	機械装置費	備品費	調査研究費	計	

資金区分（円）					
融資額等	公費による交付額			その他	計
	うち地方費	うち国費（交付金）			

（注）仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額〇〇〇円、うち国費（交付金）〇〇〇円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

添付書類

- (1) 登別市地域経済循環創造事業実施計画書
- (2) 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料
- (3) 工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料
- (4) 法人の定款及び登記事項証明書（申請の日の属する会計年度中に発行された履歴事項全部証明書）
- (5) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (6) 登別市地域経済循環創造事業補助金申請調書（補助対象事業の事業期間が2年の場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

登別市地域経済循環創造事業実施計画書

I 事業実施主体の概要

(1) プロフィール

(単位：千円)

名称			
法人形態 (該当する形態に○)	1 株式会社	2 合名会社	3 合資会社 4 その他 ( )
代表者役職・氏名			
経理責任者役職・氏名			
担当者役職・氏名			
住所		電話番号	
資本金		従業員数	
設立年月日		事業実施主体の HPのURL	
主要事業の概要			
出資又は出捐構成 (上位5者の名称、出資又は出捐額及びその割合)			
国又は地方公共団体等が出資又は出捐する法人については、その名称、出資又は出捐額及びその割合			

(2) 事業実施主体の財務状況

(単位：千円)

損益状況	売上高 A	営業利益 B	営業利益率 $C = B / A$	経常利益 D	当期純利益 (税引後) E	繰越利益 F	減価償却 G
／ 期							
／ 期							
／ 期							
決算見込							

Ⅱ 事業計画の概要

(図表や写真も極力別紙とせずに貼り付けるなど、内容やイメージが伝わるよう具体的に記載してください。)

(1) 交付対象事業の名称

(2) 交付対象事業の概要 (150字程度)

(3) 交付対象事業の実施背景・目的 (400字程度)

(産学金官連携によるビジネスを通じて地域課題を解決すべく検討した経緯、ビジネスの狙いを中心に記載してください。)

- (例)
- ・地域課題や事業立ち上げの背景
  - ・立ち上げまでの検討経緯
  - ・事業の実施目的、課題解決策
    - 地域課題

○事業立ち上げの背景、検討経緯

○事業の実施目的、課題解決策

(4) 事業実施主体のバックグラウンド (これまでの事業実績、地域との関係性、地域貢献等を記載してください。)  
(300字程度)

(5) 具体的な事業内容 (ビジネスを構成する事業単位 (概ね商品・サービス単位) ごとのビジネスモデルについて、初期投資内容との対応関係や販売先、ターゲット顧客などにも触れつつ、具体的に記載してください。)  
(600字程度)

(6) 商品・サービスの特徴

①活用する地域資源（原材料等）は何か（特徴、地域との関係性、仕入れ先などを具体的に記載してください。）（300字程度）

②商品やサービスの内容、特徴、強み（300字程度）

(7) 地域人材雇用計画等

①地域人材等の雇用計画（生産プロセスと必要な人員配置などについて新規雇用者と既存人員の役割等がわかるように記載してください。）（200字程度）

②事業や雇用の継続のための人材育成計画（200字程度）

(8) 事業戦略（需要開拓、販路確立等に向けた具体的な施策）

< 4 P 戦略的視点 >

①プロダクト（製品・サービス）（150字程度）

②プライス（価格）（150字程度）

③プレイス（販路）（150字程度）

④プロモーション（宣伝）（150字程度）

(9) 公共的な地域課題の解決に向けた実現策等

①地域課題と解決の実現策（本事業によって公共的な地域課題をどのように解決するか等を記載してください。）

<地域課題>（300字程度）

<解決の実現策>（300字程度）

②地域への波及効果及び数値目標（本事業によって②のほかにも、地域にどのような好循環をもたらすか等を記載してください。）（400字程度）

(10) 事業の新規性（事業実施者にとってどのような点が新規事業であるかについて記載してください。）（150字程度）

(11) 事業のモデル性（地域の中で前例のない取組みであり、同様の地域課題を抱える自治体への展開可能性があることについて、記載してください。）（各150字程度）

(12) 金融機関等との調整状況

- ・金融機関の融資了解の有無については、「○」：決定又は了解済み、「△」：融資了解を前提に協議中、「×」：現状の収支計画では了解の見込みなしのいずれかを記載してください。
  - ・ふるさと融資の利用予定の有無については、一般財団法人地域総合整備財団が支援する地方公共団体から受ける無利子の貸付の利用予定がある場合は「○」を記載してください。
  - ・担保・保証条件については、「有」「無」のいずれかを記載してください。
- ※担保・保証条件「有」の場合は、Ⅲ「連携する金融機関」本件融資に係る担保・保証条件（新規契約分）に詳細を記載ください。

金融機関の融資了解の有無	ふるさと融資の利用予定の有無	融資等予定額 (千円)	担保・保証条件			
			物的担保の有無	人的保証の有無	信用保証協会の保証の有無	その他担保・保証の有無

(13) 地域での事業実施体制		
地方公共団体の役割	金融機関の役割	その他関係者の役割
(14) 事業に内在するリスクと回避策等		
<p>①産学金官の地域の関係者間（上記（12）において記載いただいた体制）での、事業に内在するリスクとその回避策に係る検討内容、結果（300字程度） （考えられるリスク）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源や人材が確保できないなどにより想定どおりに生産・サービスの提供ができない</li> <li>・販路や顧客が確保できない</li> <li>・法令等の規制 等</li> </ul> <p>事業の実現可能性や持続可能性を見据え、これらのリスクに対して、上記（12）で記載いただいた地域の関係者間で綿密に検討した内容を記載してください。そのうえで、リスク回避・軽減策を記載してください。</p>		
<p>②金融機関見解（リスクに関する検討内容、結果に関する見解を経営等の観点から記載してください。）（300字程度）</p>		
<p>③地方公共団体見解（リスクに関する検討内容、結果に関する見解を地域の実情等の観点から記載してください。）（300字程度）</p>		
(15) 事業化段階及び事業化後のフォロー体制のあり方について		
<p>①事業化段階及び事業化後において助言・フォローを行う者（特に経営に影響を与えるおそれがある事象が生じた場合等において、事業の継続性確保のために助言を行う主体について、上記（13）で記載いただいた地域の関係者間で綿密に検討した上で、創業支援機関、金融機関等から、予め具体的に定めてください。）</p>		
<p>②フォロー体制（①の者がどのような状況において、どのような支援・協力といったフォローを行うのか具体的に記載してください。）（200字程度）</p>		
<p>③①②の関係者に対する事業報告（時期、頻度、内容について記載してください。）（200字程度）</p>		

<添付書類> 本調書には以下の書類を添付すること。

- ① 法人の沿革、組織図、従業員数等の概要、品目、実績及び主たる事業所の所在状況についての記載を含んだ書類（上記内容が記載されていれば、パンフレット等でも可）
  - ② その他、パンフレット等の補足資料（任意）  
（備考）
- 1 必要に応じて、適宜欄の拡大を行うこと
  - 2 全項目について記載すること

### Ⅲ 連携する金融機関

金融機関・支店名	(連絡先) 担当者名、電話番号
本件融資に係る融資額、融資期間（新規契約分）	
本件融資に係る担保・保証条件（新規契約分）	
金融機関意見欄（事業計画に対する評価、融資額、融資期間等の考え方）	

# 登別市地域経済循環創造事業実施計画書

事業名: 0

## I 収支計画書

単位: 千円

	令和7年	令和8年	令和9年 (平年ベース)	計上根拠	令和10年	令和11年
収入見込 A (売上高等)	0	0	0		0	0
経常的支出合計 B (C+D+E)	0	0	0		0	0
地域資源活用費 C	0	0	0		0	0
地域人材活用費 D	0	0	0		0	0
その他の経常的支出 E	0	0	0		0	0
キャッシュフロー／年 F (A-B)	0	0	0		0	0

※1 本収支計画書は、申請年度から軌道に乗ったと思われる平年ベースの年度のものまでを記載すること。その後、設備投資の増加を伴わずに、収入見込増が想定されるものについては、平年ベース後数年間の見込値も記載すること。

※2 キャッシュフロー(F)は、初期投資に係る金融機関からの融資等の返済原資相当分となる。よって、各年度のキャッシュフロー(F)は、各年度の金融機関への返済予定額を上回るよう策定すること。なお、経常的支出合計(B)には、減価償却費を含まないので、(F)が更新投資財源相当に及ぶこともあり得る。

※3 収入見込(A)は、合理的かつ適切な数値を記入するとともに、※2の要素を勘案した上で、金融機関からの融資額の算出根拠となったものを記載すること。

※4 計上根拠については、具体的な資料を添付すること。(様式任意)

# 登別市地域経済循環創造事業実施計画書

## Ⅱ 初期投資計画書(交付申請額算出表)

単位:千円

補助対象経費 経費区分	金額		※土地取得費用やランニングコストは対象外 計上内容、根拠(見積書を添付すること)
	(税込み)	(税抜き)	
施設整備費			
機械装置費			
備品費			
調査研究費			
合計 A	0	0	
資金区分	金額		備考
事業者自己資金等 B			
融資額等 C (※注)			
公費による交付額 D			
うち地方費 E		0	
うち国費 F (D-E)		0	公費による交付額×交付率により国費を算出(1,000未満の端数は切り捨て)
合計		0	

※1 交付対象経費は交付金充当の前提となる新規事業に係るものに限る、事業実施主体から支出されるものを記載すること。

※2 金融機関からの融資額を確保した上で、事業の立ち上げに不可欠なものとして交付申請額を算出すること。

※注 融資額の内訳を備考欄へ記載すること。

別記様式第3号（第8条関係） 登別市地域経済循環創造事業補助金申請調書（1年目）

事業者名：

事業名：

（単位：千円）

初期投資内容	総事業費		本年度事業費（申請額）		翌年度事業費	
	金額（税抜）	※土地取得費用やランニングコストは対象外				
		金額（税抜）	計上内容、根拠		金額（税抜）	計上内容、根拠
施設整備費						
機械装置費						
備品費						
調査研究費						
初期投資額等合計	0	0			0	
資金計画						
事業者自己資金						
金融機関からの融資額						
公費による交付額	0	0	単年度交付額 = (交付限度額 × A) - B A：交付金が交付される年度の年度末における補助対象事業の進捗率 B：前年度末までに交付された交付金の総額 ※進捗率：補助対象事業の総事業費に対する執行事業費の割合		0	
うち地方費						
うち国費						
合計	0	0			0	

※1 初期投資額は交付金充当の前提となる新規事業に係るものに限る、事業実施主体から支出されるものを記載すること。

※2 金融機関からの融資額を確保した上で、事業の立ち上げに不可欠なものとして交付申請額を算出すること。

登別市地域経済循環創造事業補助金申請調書（2年目）

事業者名：

事業名：

(単位：千円)

初期投資内容	総事業費 (前年度交付決定時)	前年度までの実績		本年度事業費 (申請額)	
	金額 (税抜)	※土地取得費用やランニングコストは対象外		※土地取得費用やランニングコストは対象外	
		金額 (税抜)	計上内容、根拠	金額 (税抜)	計上内容、根拠
施設整備費					
機械装置費					
備品費					
調査研究費					
初期投資額等合計	0	0		0	
資金計画					
事業者自己資金					
金融機関からの融資額					
公費による交付額	0	0		0	単年度交付額 = (交付限度額 × A) - B A：交付金が交付される年度の年度末における補助対象事業の進捗率 B：前年度末までに交付された交付金の総額 ※進捗率：補助対象事業の総事業費に対する執行业務費の割合
うち地方費					
うち国費					
合計	0	0		0	

※1 初期投資額は交付金充当の前提となる新規事業に係るものに限る、事業実施主体から支出されるものを記載すること。

※2 金融機関からの融資額を確保した上で、事業の立ち上げに不可欠なものとして交付申請額を算出すること。

別記様式第4号（第9条関係）

登 第 号  
年 月 日

様

登別市長

登別市地域経済循環創造事業選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました標記事業について、登別市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき審査した結果、下記のとおり選定しましたので通知します。

記

1 選定結果

- 選定する  
 選定しない

2 選定結果の理由（選定しない場合のみ）

別記様式第5号（第11条関係）

登別市地域経済循環創造事業補助金交付申請書

年 月 日

登別市長 様

登別市地域経済循環創造事業補助金の交付を受けたいので、登別市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 申請者情報

所在地	(〒 - )			
法人名				
代表者役職・氏名	役職		氏名	
担当部署・担当者氏名	部署		氏名	
電話番号		E-mail		

2 申請内容

事業の名称				
事業の目的				
事業実施期間	開始（予定）日：	年	月	日
	完了予定日：	年	月	日
総事業費				円
補助金交付申請額				円

3 事業経費総括表

交付対象経費区分（円）					備考
施設整備費	機械装置費	備品費	調査研究費	計	
資金区分（円）					
融資額等	公費による交付額			その他	計
	うち地方費	うち国費（交付金）			

（注） 仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額〇〇〇円、うち国費（交付金）〇〇〇円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

添付書類

- (1) 登別市地域経済循環創造事業実施計画書
- (2) 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料
- (3) 工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料
- (4) 法人の定款及び登記事項証明書（申請の日の属する会計年度中に発行された履歴事項全部証明書）
- (5) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (6) 登別市地域経済循環創造事業補助金申請調書（補助対象事業の事業期間が2年の場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

※第8条の規定により提出した書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができます。

別記様式第6号（第11条関係）

交付決定前着手届

年 月 日

登別市長 様

届出者 所在地  
法人名  
代表者職・氏名

登別市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第11条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。  
なお、本件について交付決定がなされなかった場合、又は交付決定額が交付申請額に達しなかった場合においても異議は申し立てません。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 着手予定年月日 年 月 日
- 3 完了予定年月日 年 月 日
- 4 交付決定前に着手を必要とする理由

様

登別市長

登別市地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金について、登別市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交付決定額	円
-------	---

【注意事項】

- 1 交付決定の内容に不服があるときには、交付決定の日から起算して20日を経過する日までに登別市地域経済循環創造事業補助金交付申請取下書（別記様式第9号）を市長に提出しなければなりません。
- 2 補助対象事業が完了した日から起算して15日以内又は交付決定日の属する会計年度の3月31日までに登別市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（別記様式第11号）に必要書類を添えて市長に提出しなければなりません。
- 3 申請の内容に変更が生じたときは、登別市地域経済循環創造事業補助金変更承認申請書（別記様式第11号）を市長に提出しなければなりません。
- 4 補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存し、市長から求めがあった時は速やかに提出しなければなりません。
- 5 次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。
  - (1) 補助事業者が、法令、国要綱又はこの要綱に違反したと認められるとき。
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の事業に使用したとき。
  - (3) 補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。
  - (4) 交付決定後に生じた事業の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- 6 補助金の請求をするときは、本書の写しを添付してください。

別記様式第8号（第12条関係）

登 第 号  
年 月 日

様

登別市長

登別市地域経済循環創造事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、登別市地域経済循環創造事業補助金交付要  
綱第12条第1項の規定に基づき、次のとおり通知します。

記

不交付の理由

別記様式第9号（第13条関係）

年 月 日

登別市長 様

申請者 所在地  
法人名  
代表者職・氏名

登別市地域経済循環創造事業補助金交付申請取下書

年 月 日付け登 第 号で交付の決定を受けた標記補助金について、その申請を取り下げたく、登別市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 申請を取り下げる事由

注) 登別市地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書（別記様式第7号）の写しを添付すること。

別記様式第10号（第14条関係）

年 月 日

登別市長 様

申請者 所在地  
法人名  
代表者職・氏名

登別市地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書

年 月 日付け登 第 号により交付の決定を受けた標記補助金について、登別市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、年 月 日現在の遂行状況を別紙のとおり報告します。

年 月 日

登別市長 様

申請者 所在地  
法人名  
代表者職・氏名

登別市地域経済循環創造事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け登 第 号により交付の決定を受けた標記補助金について、事業内容等を変更したいので、登別市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 変更の内容

変更前	
変更後	

2 変更の理由

--

3 補助金額

変更前	
変更後	

添付書類

- (1) 変更の内容が確認できる書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

別記様式第12号（第15条関係）

登 第 号  
年 月 日

様

登別市長

登別市地域経済循環創造事業変更承認（不承認）兼変更交付決定通知書

年 月 日付け登 第 号で交付決定しました標記補助金について、登別市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

記

- 1 審査結果                    承 認 ・ 不承認
- 2 審査結果の理由
- 3 変更交付決定額  
補助金の額を                    円から                      円に変更します。

備考

この決定通知書により、補助金の請求をするときは、本書の写しを添付してください。

登別市長 様

申請者 所在地  
 法人名  
 代表者職・氏名

登別市地域経済循環創造事業実績報告書

年 月 日付け登 第 号により交付の決定を受けた標記補助金について、完了（会計年度が終了）したので、登別市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第16条（第1項・第2項）の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象事業の交付金実績額 千円
- 3 補助対象事業の実施状況 (1) 着手日  
(2) 完了日
- 4 補助対象事業経費総括表

補助対象経費区分（円）					備考
施設整備費	機械装置費	備品費	調査研究費	計	

  

資金区分（円）				
融資額等	公費による交付額		その他	計
	うち地方費	うち国費（交付金）		

※仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額〇〇〇円、うち国費（交付金）〇〇〇円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

添付書類

- (1) 国要綱に定める地域経済循環創造事業実績報告書
- (2) 補助対象経費整理表
- (3) 契約書、請求書、領収書及び納品書等の写し
- (4) 金融機関からの融資を証明する書類（融資契約書等）の写し
- (5) 補助対象事業の成果がわかるもの（写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等）
- (6) 登別市地域経済循環創造事業補助金実績調書（補助対象事業の事業期間が2年の場合に限る。）
- (7) その他市長が必要があると認めるもの

別記様式第14号（第16条関係） 登別市地域経済循環創造事業補助金実績調書（1年目）

事業者名：

事業名：

（単位：千円）

初期投資内容	総事業費		本年度実績		翌年度事業費	
	金額（税抜）	※土地取得費用やランニングコストは対象外				
		金額（税抜）	計上内容、根拠		金額（税抜）	計上内容、根拠
施設整備費						
機械装置費						
備品費						
調査研究費						
初期投資額等合計	0	0			0	
資金計画						
事業者自己資金						
金融機関からの融資額						
公費による交付額	0	0	単年度交付額 = (交付限度額 × A) - B A：交付金が交付される年度の年度末における補助対象事業の進捗率 B：前年度末までに交付された交付金の総額 ※進捗率：補助対象事業の総事業費に対する執行事業費の割合		0	
うち地方費						
うち国費						
合計	0	0			0	

※1 初期投資額は交付金充当の前提となる新規事業に係るものに限る、事業実施主体から支出されるものを記載すること。

※2 金融機関からの融資額を確保した上で、事業の立ち上げに不可欠なものとして交付申請額を算出すること。

登別市地域経済循環創造事業補助金実績調書（2年目）

事業者名：

事業名：

(単位：千円)

初期投資内容	総事業費 (前年度交付決定時)	前年度までの実績		本年度実績	
	金額 (税抜)	※土地取得費用やランニングコストは対象外		※土地取得費用やランニングコストは対象外	
		金額 (税抜)	計上内容、根拠	金額 (税抜)	計上内容、根拠
施設整備費					
機械装置費					
備品費					
調査研究費					
初期投資額等合計	0	0		0	
資金計画					
事業者自己資金					
金融機関からの融資額					
公費による交付額	0	0		0	単年度交付額 = (交付限度額 × A) - B A：交付金が交付される年度の年度末における補助対象事業の進捗率 B：前年度末までに交付された交付金の総額 ※進捗率：補助対象事業の総事業費に対する執行业務費の割合
うち地方費					
うち国費					
合計	0	0		0	

※1 初期投資額は交付金充当の前提となる新規事業に係るものに限る、事業実施主体から支出されるものを記載すること。

※2 金融機関からの融資額を確保した上で、事業の立ち上げに不可欠なものとして交付申請額を算出すること。

別記様式第15号（第16条関係）

年 月 日

登別市長 様

申請者 所在地  
法人名  
代表者職・氏名

登別市地域経済循環創造事業補助金消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け登 第 号により交付決定された標記補助金について、地域経済循環創造事業交付金交付要綱第16条第4項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- |   |   |
|---|---|
| 1 交付金額（第17条による額の確定額）                          | 円 |
| 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額            | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                               | 円 |

注）別紙として積算の内訳を添付すること。

年 月 日

様

登別市長

登別市地域経済循環創造事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告を受けた標記補助金について、登別市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第17条に基づき、次のとおり確定しましたので通知します。

記

確定補助金額	円
--------	---

【注意事項】

- 1 本補助金確定通知書を受けたときは、速やかに「登別市地域経済循環創造事業補助金精算払（概算払）請求書（別記様式第17号）」を提出してください。
- 2 次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。
  - （1）補助事業者が、法令、国要綱又はこの要綱に違反したと認められるとき。
  - （2）補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の事業に使用したとき。
  - （3）補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。
  - （4）交付決定後に生じた事業の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

別記様式第17号（第18条関係）

登別市地域経済循環創造事業補助金精算払（概算払）請求書

年 月 日

登別市長 様

申請者 所在地  
法人名  
代表者職・氏名

年 月 日付け登 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、登別市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第18条の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

交付請求額	円
-------	---

振込先

金融機関名	
支店名	
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
フリガナ 口座名義	
口座番号	

※請求者氏名と口座名義人は同一としてください。

様

登別市長

登別市地域経済循環創造事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け登 第 号で交付決定しました標記補助金について、登別市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第19条の規定に基づき、次のとおり交付決定を取り消します。

記

1 取消の理由

注意事項

- 1 当該取消しに係る部分の額に相当する補助金を既に交付しているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じます。

別記様式第19号（第21条関係）

登別市地域経済循環創造事業補助金取得財産等管理台帳

（単位：円）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用年数	保管場所	備考
				円	円				

- （注）1．対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が地域経済循環創造事業交付金交付要綱第22条第2項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 3．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

登別市地域経済循環創造事業補助金取得財産等管理明細表

（単位：円）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用年数	保管場所	備考
				円	円				

- （注） 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が地域経済循環創造事業交付金交付要綱第22条第2項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
3. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

別記様式第21号（第22条関係）

年 月 日

登別市長 様

申請者 所在地  
法人名  
代表者職・氏名

登別市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け登 第 号で交付決定を受けた標記補助金により取得した財産を処分したいので、登別市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第22条第3項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

- 1 処分する施設・設備の名称
- 2 処分の内容
- 3 処分する理由
- 4 処分予定日
- 5 その他必要な事項

別記様式第22号（第22条関係）

登 第 号  
年 月 日

様

登別市長

登別市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました財産処分について、登別市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第22条第4項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 審査結果 承認 ・ 不承認

2 審査結果の理由

年 月 日

登別市長 様

申請者 所在地  
 法人名  
 代表者職・氏名

登別市地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書

年 月 日付け登 第 号により交付決定を受けた標記補助金について、登別市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第23条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

(単位：円)

交付金 確定額 (国費分)	補助対象事業に係る本年度収益額	控除額	本年度までの補助対象事業に係る支出額	基準納付額	前年度までの補助対象事業に係る国への累積納付額	本年度納付額	備考
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	

(注)

- 1 「補助対象事業に係る本年度収益額：(B)」とは、補助対象事業の実施結果の事業化による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。  
 「総収入を得るに要した額」とは、材料費、労務費、材料費・労務費以外の諸経費（外注費、高熱水費、製造設備に係る減価償却費等）、販売費、一般管理費等で間接費を含む額をいう。  
 なお、(B)が0又はマイナスの場合には、(C)、(D)、(E)、(G)の項目については、記載しないこと。
- 2 「控除額：C」とは、補助対象事業に要した経費のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額（補助対象事業に要した経費－公費による交付額〔国及び地方公共団体からの交付金交付額〕）をいう。  
 なお、補助対象事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から補助対象事業年度終了より前年度までの補助対象事業に係る収益の累積額を差し引いた額（自己負担額－前年度までの収益累積額）をいう。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの補助対象事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は0とする。
- 3 「本年度までの補助対象事業に係る支出額：D」とは、補助対象事業に要した経費及び補助対象事業年度終了以降に追加的に要した補助対象事業に係る経費の合計額をいう。
- 4 「基準納付額：E」とは「補助対象事業に係る本年度収益額：B」から「控除額：C」を差し引いた額に、「交付金確定額：A」を乗じ、「本年度までの補助対象事業に係る支出額：D」で除した額をいう。  

$$E = (B - C) \times A / D$$
- 5 「前年度までの補助対象事業に係る国への累積納付額：F」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
- 6 「本年度納付額：G」とは、「基準納付額：E」と「累積納付額：F」の合計額が「交付金確定額：A」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額：E」と「累積納付額：F」の合計額が「交付金確定額：A」を超える場合には、「交付金確定額：A」から「累積納付額：F」を差し引いた残額が本年度納付額となる。  

$$A > E + F \text{ ならば } G = E, \quad A \leq E + F \text{ ならば } G = A - F$$
- 7 (B) 補助対象事業に係る本年度の収益額の計算根拠が確認できる資料を添付すること。
- 8 交付要綱第23条第3項ただし書に該当する場合は、備考欄にその内容を記載するとともに、根拠が確認できる資料を添付すること。